

令和 2 年(2020 年) 8 月 18 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会会長 様
NPO 法人長野県介護支援専門員協会会長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の
臨時的な取扱いの一部変更について(通知)

このことについて、2 介第 137 号「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の臨時的な取扱いについて(通知)」にて、対象となる介護支援専門員について、資格を喪失しないとする期間を設けることとしましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主任介護支援専門員更新研修の受講要件である法定外研修が延期、又は中止されている状況を考慮し、下記の対象となる介護支援専門員について、取扱いを変更することと致しますので、ご了知のうえ、会員等への周知をお願いします。

記

1 対象となる介護支援専門員

令和 2 年度主任介護支援専門員更新研修の修了証により介護支援専門員証を更新しようとしていた者で、介護支援専門員証の有効期限が令和 2 年 2 月 25 日以降に満了する者。
(※別紙参照)

2 資格を喪失しないとする期間

介護支援専門員資格…令和 4 年 3 月 31 日まで (※変更前…令和 3 年 3 月 31 日まで)
主任介護支援専門員資格…令和 4 年 3 月 31 日まで

3 その他留意事項

- (1) 延長後の有効期間が記載された専門員証等の交付は行いません。
- (2) 対象者が資格を更新する際には、本来の有効期間満了日から 5 年間延長した介護支援専門員証を交付します。
- (3) 市町村等から提示を求められた場合は、主任介護専門員研修の修了証と介護支援専門員証を本通知と併せて提示することにより証することとします。

長野県健康福祉部介護支援課

(課長) 篠原 長久

(介護支援専門員資格担当) 永井 泰介

(主任介護支援専門員資格担当) 福嶋 史皓

TEL 026-235-7121,7129

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp